

山 監 査 第 1 6 5 号

平成31年(2019年)1月17日

山 陽 小 野 田 市 長 藤 田 剛 二 様

山陽小野田市議会議長 小 野 泰 様

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日
平成31年1月17日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

病院局

総務課及び医事課

3 監査の期間

平成 30 年 11 月 28 日から平成 30 年 11 月 30 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 30 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 支出関係について

(旅費関係)

ア 宿泊を必要とする合理的な理由がないにもかかわらず、宿泊料を支給しているものがある。

不適切であることから、当該職員に対して、宿泊料の返還請求を行うなど、事後処理を含め、適切な処理をされたい。

イ 旅費の支給対象とはならない旅行に対して、宿泊料等の旅費を支給しているものがある。

当該旅行においては、職員の職務として参加しなければならないものではなく、開催団体の役員として参加するものであることから、当該旅行にかかる旅費は支給できないものとする。については、当該職員に対して、宿泊料等の旅費全額の返還請求を行うなど、事後処理を含め、適切な処理をされたい。

ウ 宿泊を伴う出張の旅費の精算において、宿泊料等の領収書のないもの、精算処理が完了していないと思われるものが散見される。

宿泊料は実費精算をするという点から、精算時には領収書を提出させる必要がある。改めて、必要な書類などの提出について周知徹底されたい。

エ 宿泊料の精算方法が不適切なものがある。

1泊目と2泊目で宿泊料が変わる場合の精算方法について、実施の宿泊料をすべて合算した上に、食事代相当額を宿泊数分加算して、概算支給額と比較しているものがある。宿泊料は、原則として1泊ごとに処理をするものであることから、旅費の返還請求を行うなど、事後処理を含め、適切に処理されたい。

オ ビジネスパックの計算方法が不適切なものがある。

パックの料金から、宿泊料と交通費を食事代相当額を加算せずに算出しているものがある。追加支給を行うなど、事後処理を含め、適切に処理されたい。

カ 私有車の出張について。私有車で出張する場合は、事前に「自家用車公用使用承認申出書」により、所属長の承認を得なければならないとされているにもかかわらず、当該承認を受けずに出張しているものがほとんどである。

本来、承認を得なければ私有車での出張は認められないものであり、承認していない出張に対し車賃を支給すること自体、不適切であるともいえる。なお、当該指摘については、前年度の指摘事項であるにもかかわらず、全く改善されていない状況であることを十分認識されたい。

(2) 財産管理について

(債権管理関係)

ア 診療費の滞納者に未納通知(催告)を行う場合において、処理日を基準月として3年間遡ったものとしている。

未収診療費の時効が3年であるために、基準月から3年間遡っているものと推測するが、未収診療費の債権については、債務者からの時効の援用がない限り絶対的に消滅しない。当然、債権者として債権を放棄しない限り、消滅していない債権は全て債務者に通知・請求しなければならないものであり、現在の事務処理は不適切である。

イ 納付通知、督促等の発送人を企業出納員としている。

未収診療費の債権者は事業管理者であり、企業出納員ではない。なお、既に債権者ではない企業出納員で発した督促状（時効中断）の有効性について精査する必要があるものとする。

ウ 債務者ではない家族宛に督促状等を送付している。

本人宛及び家族宛を併記し督促状等を発しているが、未収診療費の債務者は、本人及び連帯保証人であり家族は債務者ではない。

エ 未収診療費マニュアルについて。

昨年度に「未収金管理マニュアル」を策定し、通知文書等の様式や処理フローを定めているが、当該マニュアルは不備や不適切な部分が多くあることから見直しを検討されたい。

オ 未収診療費の縮減対策について。

現在行っている文書や電話の催告だけでは未収診療費の回収には限界があるとともに、将来的な法的処分を想定し、滞納者との具体的な交渉経過を整理・記録する必要がある。については、文書や電話での催告にも応じない場合には、計画的な個別訪問により支払意思の確認や催促を実施することを検討されたい。